明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令（厚生労働二三）　一
〔告　示〕
○平成二十二年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働六六）　一
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十一年十二月分）（財務省）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
独立行政法人大学評価・学位授与機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　六九
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第二十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「世帯又は」を削る。

第十条第一項中「第一項第一号から第五号まで、第八号」を「第一項第一号、第二号、第四号、第五号」に、「同項第四号、第六号、第七号及び第九号に」を「同項第三号、第四号及び第六号から第九号までに」に改める。

第十四条中「結果原表並びに」を削り、「磁気テープ」を「磁気媒体」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第六十六号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十二年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十二年三月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　調査の期日

1　世帯票、健康票及び介護票に係る調査にあっては、平成二十二年六月三日とする。

2　所得票及び貯蓄票に係る調査にあっては、平成二十二年七月十五日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　健康票は、別記様式二によるものとする。

3　介護票は、別記様式三によるものとする。

4　所得票は、別記様式四によるものとする。

5　貯蓄票は、別記様式五によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十二年七月十六日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十二年八月十八日とする。